

高岡地区広域圏事務組合『ふるさと名人バンク』要綱

1 趣旨

高岡地区広域圏事務組合において認定した『ふるさと名人』（以下「名人」という。）が持つ技を圏域内の住民に広く知らせることを目的とするとともに、日頃から培われている技を構成市の小・中学校で行われる体験学習や、公民館等で開催される家庭教育学級や市民教室等の各種講座（以下「講座」という。）において、実際にもものづくりが体験できるように、『ふるさと名人バンク』を設立し、各団体の受講希望に基づき、登録された人材の積極的な活用を通じて、名人の能力活用を推進し、圏域の新たな人づくりに資することを目的に、名人の派遣を行うものとする。

2 人材バンクへの登録

高岡地区広域圏事務組合のふるさと名人認定事業において『ふるさと名人』に認定された者であり、その本人の同意を得て、あらかじめ登録されている者により行う。

3 名人の派遣

圏域内における小・中学校、地域住民、団体等からの依頼により、「講座」を実施する施設に名人を派遣し、その会場において実践活動を行う。

なお、受講における消耗品、材料費等については実費徴収とする。

4 名人派遣の申し込み

「名人」の派遣を希望する者は、あらかじめ所定の事項を記入した申込書を事務局に提出し、承認を受けることとする。この場合において、派遣に適さないと認められるときは、派遣を行わないことができる。

5 講座の対象者

対象者は、各名人の要望による範囲を対象とする。

6 講座の定員

講座は、名人の講義内容等に応じてあらかじめ定める定員の範囲内で行う。

7 講座開催に必要な用具、備品等

講座開催者と事前の打ち合わせを行い、開催者側で準備する。

8 派遣に伴う保険

派遣事業に伴う事故に関し、あらかじめ傷害保険に加入し、事故が発生した場合の損害補償に対処する。

9 名人への謝礼

名人への謝礼は、1人1講座1回の派遣につき（基準時間は2時間程度）10,000円とし、高岡地区広域圏事務組合が負担する。

なお、2回以上の派遣を希望する場合は、原則、各開催者において謝礼の負担を行うものとする。

10 その他

上記に掲げる事項のほか、派遣に関し必要なことは事務局において別に定める。

附則 この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

「ふるさと名人バンク」講師派遣申請書

平成 年 月 日

高岡地区広域圏事務組合
理事長 高橋 正樹 様

申請団体名

代表者住所

代表者名

連絡先 ☎

下記のとおり、ふるさと名人の派遣をお願いしたいので、申請いたします。

記

1 派遣日時 平成 年 月 日 ()
午前：午後 時～

2 派遣場所

3 講座名

4 受講者 名

5 対象者 小学生 中学生 高・大学生 大人
(該当に○を付けてください)